別表六の一一㈣の表のⅢを削り、同表の記載要領第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成27年旧措置法」という。）第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第一一号を削り、同第一二号中「この表のⅢ」を「この表のⅡ」に改め、同号を同第一一号とし、同表を別表六の一一㈤とする。

別表六の一一㈥の表中「取得価額の合計額（別表六の二(八)付表「10」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二(六)付表「10」の合計）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「15の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「７の⑤」）」に、「平・・／平・・（別表六の二(二十二)付表「10の②」）／平・・／平・・（別表六の二(二十二)付表「11の②」）」を「平・・／平・・（別表六の二(二十)付表「２の①」）／平・・／平・・（別表六の二(二十)付表「２の②」）」に改め、同表の記載要領第一号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第２項若しくは第３項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第２項若しくは第３項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第３項」に改め、「、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第２項若しくは第３項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第２項若しくは第３項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第一二号中「別表六の二(二十二)又は別表六の二(二十二)付表の「調整前連結税額超過構成額　②」」を「別表六の二(二十)「７」又は別表六の二(二十)付表「２」」に改め、同表を別表六の一一㈥とする。

別表六の一一㈦付表の表中「措法第68条の10第１項各号の該当号」を「措法第42条の５第１項各号の該当号（旧措法第68条の10第１項各号の該当号）」に改め、同表の記載要領第一号を次のように改める。

１　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の10第２項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成28年旧措置法」という。）第68条の10第２項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の一一㈦付表の記載要領第一一号を同第一二号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　平成28年旧措置法第68条の10第２項の規定の適用を受ける場合には、「(1)」の欄の上段に「(旧法)」と記載すること。